

地域活動を安心でささえる

自治会活動保険

自治会賠償責任補償約款・自治会住民補償約款・
自治会傷害見舞費用補償特約・
自治会費用損害補償特約付総合賠償責任保険



NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損保

NKSJグループ

2010年4月改定



ECO
FIRST

環境大臣認定
エコ・ファースト企業

4つの補償で自治会活動をバックアップ!

補償1

賠償責任

<自治会賠償責任補償約款、自治会住民補償約款(賠償責任)>

偶然な事故により、他人(注1)にケガをさせたり、他人(注1)の物をこわしたりしたことにより、被保険者(注2)が法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(注1) 自治会の住民を含みます。

(注2) 後記「ご契約方法」の「被保険者の範囲」をご覧ください。

<お支払いする保険金>

損害賠償金

争訟費用

損害防止費用

協力費用

権利保全費用

自治会の賠償責任



自治会主催のお祭りでもみこしが民家に突っ込み、建物をこわした。

自治会の住民の賠償責任



自治会の行事に参加中の住民が、誤ってお茶をこぼしてしまい、他の住民にやけどをさせた。

補償2

傷害

<自治会住民補償約款(傷害)>

自治会の住民が、自治会の活動や行事に参加中または自宅との往復途上において、偶然な事故によってケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

<お支払いする保険金>

死亡保険金

入院保険金

後遺障害保険金

通院保険金



自治会主催の野球大会に参加していた住民がプレー中にケガをし通院した。

オプション補償

第三者の加害行為による場合の保険金倍額支払



<自治会住民第三者の加害行為による死亡保険金、後遺障害保険金および入院保険金追加支払特約>

自治会の住民が、自治会の活動や行事に参加中または自宅との往復途上において、第三者の加害行為(注3)によりケガをされた場合に、次の保険金を倍額でお支払いします。

<倍額でお支払いする保険金>

死亡保険金

後遺障害保険金

入院保険金

(注3) 加害行為とは次の1.または2.の場合をいいます。

- 1.被保険者(注4)以外の第三者の故意による加害行為で、警察署に届け出た場合
- 2.ひき逃げによる事故で、事故発生日からその日を含めて60日を経過しても加害者が特定できない場合

(注4) 後記「ご契約方法」の「被保険者の範囲」をご覧ください。



自治会主催の野球大会から自宅へ帰る途中、自治会の住民がひき逃げにあい、入院することとなった。

こまやかに行き届いた補償で、事故への備えが充実します。

補償3

傷害見舞費用

<自治会傷害見舞費用補償特約>

自治会の住民の親族^(注5)の方および自治会より自治会の活動や行事に参加する依頼を受けた方が、自治会の活動や行事に参加中に、偶然な事故によってケガをされた場合に、自治会が見舞費用を支出されたことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(注5) 自治会の住民を除きます。

1回の事故につき、被害者1名について、ケガの程度などに応じて次の金額が限度となります。

項目	お支払限度額	
亡くなられた場合	10万円	
後遺障害が生じた場合	10万円 × 障害の程度に応じて3%~100%	
入院された場合	31日以上	2万円
	15日以上 30日以内	1万円
	8日以上 14日以内	5,000円



自治会主催の消防訓練に招いた消防署員がはしごから落下してケガをし入院した。

補償4

費用損害

<自治会費用損害補償特約>

屋外での自治会の活動や行事が、雨や雪で中止または延期^(注6)となった場合に、次の①から④までの費用が発生したために被る損害に対して、保険金をお支払いします。

① 次の費用についてのキャンセル費用
仕出弁当などの代金、交通費、宿泊費

② 会場などの使用料

③ やぐらなどの仮施設工事費

④ 印刷費

お支払いする保険金^(注7) = 損害の額 × 70%

(注6) 自治会の活動や行事が開催された後、途中で中止または延期となった場合には、上記②から④までの費用については、補償対象となりません。ただし、2日以上にわたって行われる自治会の活動や行事の日程の一部が中止または延期となった場合には、中止または延期となった日の費用については、補償対象となります。

(注7) ご契約期間(保険期間)を通じてご契約金額(保険金額)が限度となります。



雨天により自治会主催の運動会が中止となり、注文したお弁当をキャンセルしたため、キャンセル料を支払うこととなった。

ご契約方法

ご契約期間(保険期間)

1年間

ご契約期間(保険期間)中に発生した対人事故・対物事故、偶然な事故によるケガ、見舞費用の支出、キャンセル費用などの支出が対象となります。なお、ご契約期間(保険期間)は、初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終了します。

保険適用地域

日本国内のみ

日本国内で発生した対人事故・対物事故、日本国内で発生した偶然な事故によるケガ、見舞費用の支出、キャンセル費用などの支出が対象になります。海外における事故は対象になりません。

保険の対象となる「自治会」

住民同士の親睦^{しんぼく}および生活環境の改善などを図ることを目的に住民によって組織された町内会および団地自治会などの地域団体となります。地域住民の全員が加入対象となる自治会組織であれば区(区会)、自治会、親睦会^{しんぼくかい}、親和会などの名称は問いませんが、一部の住民のために組織された次のような団体は対象となりません。

〈対象とならない団体〉

商店会、青年会議所、労働組合、宗教団体、大学の自治会、PTA、消防団、ボランティア団体、スポーツクラブ、子供会、婦人会、老人会 など

保険の対象となるリスク

自治会の活動や行事における「賠償責任」「傷害」「傷害見舞費用」「費用損害」の各リスクが対象となります。

基本補償

賠償責任	傷害見舞費用
傷害	費用損害



オプション

自治会住民第三者の加害行為による死亡保険金、後遺障害保険金および入院保険金追加支払特約

ご契約金額(保険金額)

1回の事故でお支払いする保険金の限度額です。自治会が必要とされる金額を補償区分ごとに設定いただけます。賠償責任については、対人事故・対物事故共通のご契約金額(保険金額)で設定いただけます。傷害見舞費用については、一律10万円となります。

被保険者の範囲

自治会活動保険の被保険者(ご契約いただいた保険の補償を受けられる方)は、補償区分ごとに次のとおりとなります。

補償区分	自治会	自治会の住民
自治会賠償責任補償約款	○	×
自治会住民補償約款(賠償責任)	×	○
自治会住民補償約款(傷害)	×	○
自治会傷害見舞費用補償特約	○	×
自治会費用損害補償特約	○	×

自己負担額(免責金額)

ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が生じた場合に、被保険者に自己負担いただく額をいいます。

賠償責任に関するリスクについて

賠償責任に関するリスクについての自己負担額(免責金額)は1万円です。これを増額・減額してご契約いただくこともできます。なお、保険金の種類によっては自己負担額(免責金額)が適用されないものがあります。詳しくは、最終面の「お支払いする保険金の種類と内容」をご覧ください。

傷害、傷害見舞費用に関するリスクについて

自己負担額(免責金額)はありません。

※費用損害に関するリスクについては自己負担額(免責金額)はありませんが、お支払いする保険金は「損害の額×70%」となります。(お支払いする保険金は、ご契約期間(保険期間)を通じてご契約金額(保険金額)が限度となります。)

ご契約にあたって

自治会活動保険では、「自治会のご契約時の世帯数」を保険料算出の基礎数値としてご申告いただき、保険料を算出します。ご契約に際して、「保険料算出の基礎数値をご記入いただいた所定の『保険料算出の基礎数値に関する申告書』および「その数値の根拠となる資料」をご提出いただけます。

※ご契約期間(保険期間)終了後に、ご契約時の世帯数に基づき算出した保険料とご契約期間(保険期間)終了日における世帯数に基づき算出した保険料との差額の2分の1の額を精算する契約方法もあります。ただし、ご契約時の世帯数に対して、±5%以内だった場合は精算を行いません。

自治会活動保険では、次のパターン契約をご用意しています。

補償区分	パターン	A		B		C		D	
		ご契約金額(保険金額)	保険料	ご契約金額(保険金額)	保険料	ご契約金額(保険金額)	保険料	ご契約金額(保険金額)	保険料
自治会賠償責任補償約款	対人対物共通1事故	1億円		1億円		1億円		2億円	
自治会住民補償約款	賠償責任 対人対物共通1事故	300万円	1世帯あたり 165円	500万円	1世帯あたり 268円	1,000万円	1世帯あたり 411円	1,000万円	1世帯あたり 470円
	傷害	死亡・後遺障害		3,000円		4,000円		5,000円	
		入院保険金日額		2,000円		2,000円		3,000円	
	通院保険金日額	1,000円		2,000円		3,000円			
自治会傷害見舞費用補償特約	傷害見舞費用	10万円		10万円		10万円		10万円	
自治会費用損害補償特約	費用損害	50万円	1自治会あたり 8,650円	50万円	1自治会あたり 8,650円	50万円	1自治会あたり 8,650円	80万円	1自治会あたり 13,840円

- 上記パターン契約では、自治会賠償責任補償約款および自治会住民補償約款(賠償責任)には、1事故につき、1万円の自己負担額(免責金額)が適用されます。
- ご契約保険料は、上記保険料と世帯数などから算出し円位を四捨五入した10円単位の保険料となります。
- 上記パターン契約以外をご希望の場合は、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

世帯数による割引

1保険契約の世帯数により、右記のとおり保険料の割引が適用されます。

世帯数	200世帯以上	500世帯以上	1,000世帯以上	2,000世帯以上
割引率	5%	10%	15%	20%

●ご契約いただく保険の内容(保険証券の保険金額欄に金額が表示された補償区分がお支払いの対象となります。)

自治会に関するもの		保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
自治会に関するもの		<p>自治会賠償責任補償約款</p> <p>日本国内で発生した記名被保険者(保険証券の被保険者欄に記載された自治会をいいます。以下同じです。)となる自治会の活動または自治会の行事(注1)(以下「自治会活動等」といいます。)上の偶然な事故に起因して、ご契約期間(保険期間)中に発生した他人(注2)の身体の障害(注3)または財物の損壊(注4)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害のうち、次の1.から4.までに掲げる損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>1. 保険証券に記載された自治会(以下「自治会」といいます。)の施設の所有、使用または管理に起因する損害</p> <p>2. 自治会活動等に起因する損害</p> <p>3. 自治会活動等のために自治会や自治会の住民が提供した飲食物に起因する損害</p> <p>4. 自治会活動の遂行のために自治会が一時的に使用または管理する他人の財物の損壊について負担される損害賠償責任に起因する損害</p> <p>※次の損害は、補償対象となりません。</p> <p>●自治会が製造、販売または供給した製品・商品などまたは自治会が引き渡した作業に起因する損害。ただし、上記3.の損害を除きます。</p> <p>●自治会が借用または管理している他人の財物の損壊について負担される損害賠償責任に起因する損害。ただし、上記4.の損害を除きます。</p> <p>(注1)自治会が企画または立案し、総会、運営委員会または会則に基づく手続きを経て決定された活動や行事をいいます。</p> <p>(注2)自治会の住民を含みます。</p> <p>(注3)人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。(以下同じです。)</p> <p>(注4)有体物の滅失、損傷または汚損です。また、これらに起因するその有体物が使用できないことによる被害を含みます。(以下同じです。)</p>	<p>共通事由</p> <p>(1)ご契約者または被保険者の故意</p> <p>(2)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動またはこれらに伴う秩序の混乱</p> <p>(3)放射線照射または放射能汚染</p> <p>(4)地震、噴火、津波</p> <p>など</p>
		<p>自治会傷害見舞費用補償特約</p> <p>自治会の住民のご親族(注5)および自治会より自治会活動等に従事または参加する依頼を受けた方が、日本国内の自治会活動等に従事または参加している間にケガをされた場合において、自治会が法律上の損害賠償責任を負担されることなく、慣習として見舞金(弔慰金など)を含みます。)を支出されたことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の同意が必要です。</p> <p>(注5)自治会に加入している住民を除きます。</p>	<p>自治会賠償責任補償約款に関する固有事由</p> <p>(1)環境汚染。ただし、突発的な事故により、急激に拡散された汚染物質による場合はお支払いの対象となります。</p> <p>(2)アスベスト(石綿)もしくはアスベスト(石綿)を含む製品またはアスベスト(石綿)の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発ガン性その他の有害な特性による事故</p> <p>(3)医師、薬剤師、弁護士、建築士などの業務(資格の有無を問いません。)</p> <p>(4)約定または合意によって加重された損害賠償責任</p> <p>(5)被保険者が、その父母、配偶者、子または同居の親族に対して負担する損害賠償責任</p> <p>(6)記名被保険者の業務上の事故により記名被保険者の役員または使用人が被った身体の障害について負担する損害賠償責任</p> <p>(7)記名被保険者の所有物に発生した財物の損壊について負担する損害賠償責任</p> <p>(8)航空機、自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。以下同じです。)、銃器または自治会の施設外にある船舶の所有、使用または管理に起因する事故</p> <p>(9)塵埃または騒音に起因する事故</p> <p>(10)自治会の施設の修理、改造または取りこわしなどの工事に起因する損害。ただし、自治会活動等に使用するテント、やぐらおよびその他の仮施設に対する修理、改造または取りこわしなどの工事については、お支払いの対象となります。</p> <p>(11)昇降機の所有、使用または管理に起因する事故</p> <p>(12)記名被保険者が所有または賃借する施設から公共水域に流出した石油物質による財物の損壊</p> <p>(13)石油拡散防止費用に対して負担する損害賠償責任</p> <p>(14)給排水設備、暖冷房装置または消火栓からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊</p> <p>(15)屋根、扉、窓または通風筒などから入る雨または雪などに起因して発生した財物の損壊</p> <p>など</p>
		<p>自治会費用損害補償特約</p> <p>屋外で行われる日本国内の自治会活動等が、雨、霰、雪などで中止または延期(注6)となった場合に、自治会が次の(1)から(4)までの費用を支出されたことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(1)次の①から③までの費用についての契約解除に伴う手数料または違約金</p> <p>①仕出弁当などの代金 ②交通費 ③宿泊費</p> <p>(2)会場などの使用料 (3)やぐらなどの仮施設工事費 (4)印刷費</p> <p>(注6)自治会活動等が開催された後、途中で中止または延期となった場合には、上記(2)から(4)までの費用については、補償対象となりません。ただし、2日以上にわたって行われる自治会活動等の日程の一部が中止または延期となった場合には、中止または延期となった日の費用については、補償対象となります。</p>	<p>自治会賠償責任補償約款に関する固有事由</p> <p>(1)ご契約者または被保険者の重大な過失または法令違反</p> <p>など</p>
		<p>自治会住民補償約款(賠償責任)</p> <p>日本国内で発生した、自治会の管理下(注7)における自治会の住民の行為に起因する偶然な事故により、ご契約期間(保険期間)中に発生した他人(注8)の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(注7)自治会活動等に従事または参加する目的をもって、自宅を出発してから帰宅するまでの間、かつ自治会の指揮および監督下にある間をいいます。(以下同じです。)</p> <p>(注8)他の住民を含みます。</p>	<p>自治会賠償責任補償約款(賠償責任)に関する事由</p> <p>(1)<共通事由>に掲げる事由</p> <p>(2)<自治会賠償責任補償約款に関する固有事由>の(1)、(4)、(10)、(11)、(14)および(15)の事由</p> <p>(3)航空機または自動車の所有、使用または管理に起因する事故</p> <p>(4)自治会が所有、使用または管理する施設外における船舶(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)もしくは車両の所有、使用または管理に起因する事故</p> <p>(5)自治会活動等の終了後に、その自治会活動等の結果に起因する事故。ただし、被保険者が自治会活動等の行われた場所に放置または遺棄した施設もしくは仮施設、設備もしくは装置または資材および自治会活動等のために被保険者が提供した飲食物に起因する事故はお支払いの対象となります。</p> <p>(6)被保険者の同居の親族に対して負担する損害賠償責任</p> <p>(7)被保険者が占有、使用または管理する他人の財物に生じた財物の損壊について負担する損害賠償責任</p> <p>など</p>
自治会住民に関するもの	<p>自治会住民補償約款(傷害)</p> <p>日本国内において、自治会の住民が、次の1.または2.の間に生じた偶然な事故により、その直接の結果としてケガ(注9)をされた場合に、保険金をお支払いします。</p> <p>1.自治会の管理下にある間</p> <p>2.自治会活動等に従事または参加するための往復途上(注10)にある間</p> <p>(注9)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。(以下同じです。)</p> <p>(注10)次の①または②のいずれかの間をいいます。ただし、通常の経路を著しく逸脱した場合を除きます。</p> <p>①自治会活動等に従事または参加する目的をもって自宅を出発してから自治会の管理下に入るまでの間</p> <p>②自治会の管理下を離れてから帰宅するまでの間</p>	<p>自治会住民補償約款(傷害)に関する事由</p> <p>(1)<共通事由>の(2)から(4)までの事由</p> <p>(2)<自治会賠償責任補償約款に関する固有事由>の(1)の事由</p> <p>(3)ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失</p> <p>(4)被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>(5)自動車または原動機付自転車の無資格運転または酒酔い運転中の事故</p> <p>(6)被保険者の脳疾患、疾病または心身喪失</p> <p>(7)被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置</p> <p>(8)むちうち症、腰痛その他の症状でそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの</p> <p>(9)ピッケルなどを使用する山岳登山、ハングライダーなどの危険なスポーツ中の事故</p> <p>(10)道路以外の場所で自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技、競争、興行または試運転をしている間の事故</p> <p>(11)航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦している間の事故</p> <p>など</p>	

保険金のお支払いについて

○保険金のうち損害賠償金については、次の①または②の場合にお支払いします。

- ①被保険者が損害賠償請求権者(被害者)に対して、損害を賠償された場合。ただし、賠償された金額を限度として保険金をお支払いします。
- ②被保険者が損害賠償請求権者(被害者)に対して、損害を賠償される前である場合には、次のアからウまでのとき。
 - ア. 日本興亜損保から損害賠償請求権者(被害者)に対して直接保険金をお支払いすることを、被保険者が指図されたとき。
 - イ. 損害賠償請求権者(被害者)が先取特権*を行使されたとき。
 - ウ. 被保険者に対して保険金をお支払いすることを損害賠償請求権者(被害者)が承諾されたとき。

○上記②ア. またはイ. の場合において、損害賠償金と損害賠償金以外の保険金の合計額がご契約金額(保険金額)を超えるときは、損害賠償金を優先してお支払いします。
*損害賠償請求権者(被害者)は、被保険者の他の債権者より優先して、この保険でお支払いする損害賠償金から弁済を受けることができる権利を有しています。

●お支払いする保険金の種類と内容

賠償責任に関してお支払いする保険金（自治会の賠償責任および自治会の住民の賠償責任共通）		
保険金の種類（注1）	内容	自己負担額適用有無
①損害賠償金	損害賠償請求権者（被害者）に対して支払う損害賠償金です。損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。1回の事故について「②損害防止費用」および「③権利保全費用」と合算して、保険証券の保険金額欄に記載されたご契約金額（保険金額）を限度としてお支払いします。	あり
②損害防止費用	事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のための費用（回収費用や石油拡散防止費用は除きます。）のうち必要または有益であった費用です。	あり
③権利保全費用	第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために自治会や自治会の住民が支出した費用です。	あり
④協力費用	日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の求めに応じて自治会や自治会の住民がこれに協力するために要する費用のうち、直接支出した費用です。	なし
⑤争訟費用	損害賠償責任の解決のために支出した訴訟費用、仲裁費用、調停費用、弁護士費用などです。「①損害賠償金」の額がご契約金額（保険金額）を超過する場合は、争訟費用の額に「ご契約金額（保険金額）の①損害賠償金の額に対する割合」を乗じた額をお支払いします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。	なし

（注1）②から⑥までの保険金については、結果的に自治会または自治会の住民に損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いの対象となります。

自治会住民の傷害に関してお支払いする保険金（注2）		
保険金の種類	内容	
①死亡保険金	事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額（同一の自治会住民に対して既に「②後遺障害保険金」をお支払いしている場合は、その金額を差し引いた金額を限度にお支払いします。）をお支払いします。	
②後遺障害保険金	事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。	
③入院保険金	平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ入院（入院に準じた状態を含みます。）された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	
④通院保険金	医師の治療を受けた場合、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができる程度に治った日までの通院日数（往診も含みます。）に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院に限りです。 〔ご注意〕次のような通院は、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がある通院ではないため、すべて通院保険金のお支払いの対象となりません。 ◇回復程度を確認するための通院 ◇薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院 ◇ケガが治った後または医師によるケガの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど、簡易な処置だけの通院	

（注2）①の死亡保険金は被保険者の法定相続人に、②から④までの保険金は被保険者にお支払いします。これらの保険金は健康保険や加害者からの賠償金の有無などに関係なくお支払いします。なお、ケガをされた時に、既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

傷見舞費用に関してお支払いする保険金			
自治会の住民のご親族（注3）および自治会より自治会活動等に従事または参加する依頼を受けた方が自治会活動等に従事または参加している間にケガをされた場合において、自治会が法律上の損害賠償責任を負担されることなく、慣習として支出する見舞金（弔慰金などを含みます。）です。1回の事故について被害者1名について右記の表の額を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の同意が必要です。（注3）自治会に加入している住民を除きます。（注4）事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または後遺障害が生じた場合のみ保険金をお支払いします。同一被害者に対する見舞費用は、後遺障害が生じた後に亡くなられた場合でも10万円が限度となります。	項目	お支払限度額	
	亡くなられた場合（注4）		10万円
	後遺障害が生じた場合（注4）		10万円×障害の程度に応じて3%～100%
	入院された場合	31日以上	2万円
		15日以上30日以内	1万円
	8日以上14日以内	5,000円	

費用損害に関してお支払いする保険金	
屋外で行われる自治会活動等が、雨、霰、雪などで中止または延期（注5）となった場合に、自治会が支出を余儀なくされた次の（1）から（4）までの費用です。1回の事故について「損害の額×70%」をお支払いします。また、ご契約期間（保険期間）を通じて、ご契約金額（保険金額）が限度となります。	
（1）次の①から③までの費用についての契約解除に伴う手数料または違約金 ①仕出弁当などの代金 ②交通費 ③宿泊費	
（2）会場などの使用料 （3）やぐらなどの仮施設工事費 （4）印刷費	
（注5）自治会活動等が開催された後、途中で中止または延期となった場合には、上記（2）から（4）までの費用については、補償対象となりません。ただし、2日以上にわたって行われる自治会活動等の日程の一部が中止または延期となった場合には、中止または延期となった日の費用については、補償対象となります。	

ご契約時における注意事項（告知事項）
ご契約時には、告知事項について、事実を正確にお申し出ください。自治会には、告知事項について事実を正確に申し出ただく義務（告知義務）があります。なお、この保険の告知事項は「契約申込書の記載事項」となります。保険料の算出の基礎となるご契約時の世帯数などについては、誤りがないよう特にご注意ください。また、告知事項の内容が事実と相違している場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

事故が発生した場合のお手続き

- ただちにご連絡ください。
万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけないと、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。
・取扱代理店 最寄りの日本興亜損保【受付時間：平日の9：00～17：00（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）】
*ご連絡先は、ご契約後にお届けする保険証券に記載しています。
- 必ずご相談ください。
損害賠償請求権者（被害者）からの損害賠償請求に対して、自治会や自治会の住民がその全部または一部を承認される場合には、必ず事前に日本興亜損保にご連絡ください。もし日本興亜損保の承認なしに示談されますと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
- 事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続きに関してご案内いたします。
- 事故の解決のために取扱代理店および日本興亜損保が行う手続きおよび援助について
事故が起きた場合には、取扱代理店および日本興亜損保は、自治会または自治会の住民と損害賠償請求権者（被害者）との示談交渉に関するご相談の受け付けなど、事故解決のためのお手伝いをいたします。ただし、取扱代理店および日本興亜損保は、損害賠償請求権者（被害者）との示談交渉をお引き受けること（示談代行）はできませんのでご了承ください。
- 保険金請求権については時効（3年）がありますので、ご注意ください。
- 保険料（分割払の場合は第1回保険料）はご契約と同時に払い込みください。保険料をお払い込みいただいた際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付しておりますのでご確認ください。（「初回保険料の口座振替」をご利用の場合は保険料領収証を交付していません。）なお、ご契約期間（保険期間）が始まった後でも、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- ご契約者と記名被保険者が異なる場合、このパンフレットに記載された内容を必ず記名被保険者にもお読みいただくようお願いいたします。なお、このパンフレットでは、「自治会」が「記名被保険者」となるものとして説明しています。
- このパンフレットは、「自治会活動保険—自治会賠償責任補償約款、自治会住民補償約款、自治会傷害見舞費用補償特約、自治会費用損害補償特約付総合賠償責任保険—」の概要をご説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- ご契約に際しては、「重要事項説明書」を必ずご覧ください。
- ご契約手続その他ご不明な点につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効なご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。
- 保険証券はご契約後に自治会宛てにお届けします。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までご連絡ください。



日本興亜損害保険株式会社
〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
お客様サポート室 0120-919-498
受付時間：平日の9：00～17：00（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）
ホームページアドレス http://www.nipponkoa.co.jp

●お申込み・お問合せは下記の取扱代理店まで
東京都豊島区南池袋2-47-6-306
ライフサポートシステム
C0007866 2010.11 改併 LC10-0517
TEL03-3590-0215 FAX03-3590-0216